

青森県報

号外第十八号

平成三十年
三月十九日
(月曜日)

目 次

告 示

○漁場計画……………(水産振興課) ……一

告 示

青森県告示第二百九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

1 公示番号 内区第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 区画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西津軽郡深浦町大字松神地内

(3) 漁場の区域 王池、越口ノ池、中ノ池及びこれらの池を連結する水路

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 関係地区 西津軽郡深浦町(平成17年3月30日における旧岩崎村の区域に限る。)

6 その他

この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 公示番号 内区第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 区画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西津軽郡深浦町大字松神地内

(3) 漁場の区域 鶏頭場ノ池、青池及びこれらの池を連結する水路

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 関係地区 西津軽郡深浦町(平成17年3月30日における旧岩崎村の区域に限る。)

6 その他

この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内区第3号
- 2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 区画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 - (2) 漁場の位置 西津軽郡深浦町大字松神地内
 - (3) 漁場の区域 日暮ノ池
 - 3 免許予定日 平成30年9月1日
 - 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
 - 5 関係地区 西津軽郡深浦町（平成17年3月30日における旧岩崎村の区域に限る。）
 - 6 その他
- この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内区第4号
- 2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 区画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 - (2) 漁場の位置 西津軽郡深浦町大字松神地内
 - (3) 漁場の区域 沸壺ノ池
 - 3 免許予定日 平成30年9月1日
 - 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
 - 5 関係地区 西津軽郡深浦町（平成17年3月30日における旧岩崎村の区域に限る。）
 - 6 その他
- この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭